2012年2月17日

北海道大学学長
佐伯　浩　　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　神沼　公三郎

# 任期制教員の再任審査問題に関する団体交渉の申し入れ

教員任期制は法案の国会審議でも、同時に起きた全国的な反対運動のなかでもさまざまな問題点が指摘されました。特に任期制教員の再任審査に当たり恣意的な判断が介在する可能性は、教員任期制における重大な問題点であるといわれてきました。

このたび北海道大学でも、やはりその懸念が現実のものとなってあらわれました。[redacted]研究所長は同研究所の助教・[redacted](任期制教員）の再任要求に対して、同研究所「助教再任基準」（2007年1月23日教授会申合せ）に記載されていない理由により、[redacted]の再任を認めない旨の「通知」を発したのです。

ちなみに[redacted]に関するいままでの経緯を簡単にまとめると次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 2008年5月1日 | [redacted] 北海道大学[redacted]研究所の助教に採用さる |
| 2011年10月14日 | [redacted]、「再任審査申請書」を[redacted]研究所長に提出 |
| 2011年11月30日 | 同研究所長、[redacted]の再任を拒否する「通知」を[redacted]に発出 |
| 2011年12月9日 | [redacted]は上記「通知」に納得できないため、「再任再審査申請書」を同研究所長に提出 |
| 2012年1月27日 | 同研究所長、[redacted]の再任再審査要求を認めない「通知」を[redacted]に発出 |

こうした経緯のなかで、最後の2012年1月27日づけ「通知」のなかに書かれている理由が、上記のとおり同研究所「助教再任基準」に基づかない、驚くほど恣意的な内容になっています。つきましては、下記により団体交渉を申し込みますので、可及的速やかに交渉に応じるよう要求します。

なお、今回の交渉項目は研究・教育の内容を基礎とする教員の雇用の問題ですので、貴職自身が団体交渉に出席して、北大教職員組合と十分に議論する必要があることを特に強く申し入れます。

記

一、2012年1月27日づけで[redacted]研究所長から[redacted]に発せられた再任再審査「通知」文書に記載されている理由は、[redacted]研究所「助教再任基準」に基づいていない。ついては同「助教再任基準」に照らして、再任再審査「通知」文書における理由部分（結論部分）を再検討すること。